

研究活動における不正行為に関する調査ガイドライン

1 趣旨

本ガイドラインは、「東京立正短期大学 研究活動に関する申し立て窓口運用ならびに調査手続き等内規」（以下、「申し立て内規」という。）の「2. 対象とする不正行為」に該当する行為が行われ、あるいは、行われようとし、申し立て窓口に申し立てがあったときに行われる、「申し立て内規」「11. 申し立ての処理」にもとづく手続きについて定めるものである。

2 予備調査

申し立て窓口責任者より、研究倫理委員会（以下、「委員会」という。）へ申し立ての報告があった場合、委員会はすみやかに予備調査を行う。なお、被申し立て者が他機関に所属する場合は、当該機関等と協議の上、予備調査について別途定めることができる。

(1) 予備調査においては、申し立てされた行為が行われた可能性、申し立ての際提示された理由・資料の論理性、申し立てされた研究の公表から申し立てまでの期間が、生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬など研究成果の事後の検証を可能とするものについての各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間を超えるか否かなど、申し立て内容に関して申し立て内規及び本ガイドラインの趣旨から調査を開始することの合理性、調査可能性等についての判断を行う。

(2) 予備調査に基づき、申し立ての内容が調査可能であり、調査すべきと委員会が判断した場合、本調査を行う。

(3) 予備調査の結論は、予備調査開始後 30 日以内に出すこととする。ただし、次のア～ウの場合にはこの限りでない。

ア 申し立ての内容が多数または被申し立て者が複数である場合

イ 判断に必要な資料が不足しており、申し立て者等に追加資料等を求める必要がある場合

ウ その他相当の理由がある場合

なお、最初の申し立て後、追加の申し立て内容や資料が送付された場合、最終送付日をもって申し立てがなされた日とする。

(6) 本調査を行わない場合、委員会はその旨を理由とともに申し立て者に通知する。

(7) 申し立てされた内容が、過去において、予備調査または本調査が行われた内容と i) 同一の場合、ii) 同一とはいえない場合であっても申し立ての原因となっている根拠もしくは基礎事実が共通もしくは同様と考えられる場合、または、iii) i) 及び ii) 以外でも当該調査が過去における調査の実質的繰り返しになると考えられる場合には、本調査を行わないものとしてすることができる。

(8) 予備調査の結果、および、本調査の要否については、すみやかに学長に報告しなければならない。

3 本調査

委員会は、本調査を行うと判断した場合、調査委員会を設置し本調査を行う。なお、被申し立て者の本務が、他機関に所属する場合は、当該機関等と協議の上、本調査について別途定めることができる。

(1) 委員会は本調査を行うことを決定した場合、申し立て者および被申し立て者に対し、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求める。また、上記決定について、配分機関及び関係省庁に報告する。この際、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議する。

(2) 調査委員会の委員は、以下のように構成される。ただし、申し立て人、被申し立て人と直接利害関係がある者は除外する。また、学長が直接利害関係者である場合は、統括管理責任者が学長に代わって以下のウの委嘱、エの指名を行う。

ア 教務委員長

イ 教務部長

ウ 本学に属さない外部有識者（委員の半数以上を基準として、学長が委嘱する）

エ その他、学長が指名する者

(3) 本調査は、実施の決定後、14 日以内に開始する。

(4) 本調査は次のように行うものとする。

ア 調査委員会は、指摘された当該研究に係る論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査、関係者への事情聴取、被申し立て者への再実験の要請、その他調査に必要な合理的な事項を行うことができる。

イ 被申し立て者の弁明の聴取も行わなければならない。

ウ 被申し立て者が調査委員会から再実験などにより再現性を示すことを求められた場合、あるいは自らの意思によりそれを申し出た場合は、それに要する期間および機会（機器、経費等を含む。）を与えなければならない。その期間は、3(2)に定める期間に含めない。なお、被申し立て者より同一の内容が繰り返し行われた場合、本調査委員会は必要性を判断するものとする。

エ 申し立て者および被申し立て者など関係者は調査に誠実に協力しなければならない。なお、協力の過程で生じる申し立て者および被申し立て者本人の交通費、通信費、複写代等の経費は原則として各自が負担する。

オ 被申し立て者が他機関にも所属している場合は、当該機関等に協力を要請することができる。

カ 調査委員会は、関係資料の隠滅が行われるおそれがある場合には、証拠となるような資料等の保全、調査事項に関連する場所の一時閉鎖等の措置を行うことができる。

キ 調査にあたっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究または技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう十分配慮する。

- ク 申し立てに係る研究が、本学以外の機関等となんらかの関係を持つ場合、当該機関等と調査に関する協議を行うことができる。
- ケ 学長は、調査委員会からの申し出により、申し立てに係る研究の研究費支出を停止させることが望ましいと思われる場合は、調査終了まで支出を停止することができる。
- コ 申し立て者および被申し立て者など関係者に対する事情聴取は調査委員会が指定する場所で行う。
- サ 申し立て者の悪意または重過失による調査に要した費用の損害は、すべてまたは一部を申し立て者に請求することができる。
- (5) 調査委員会は、調査の開始後、60 日以内に調査した内容をまとめるものとする。ただし、次のア～オの場合にはこの限りでない。
- ア 被申し立て者や重要な関係者が長期に海外等の遠隔地に滞在している場合
- イ 申し立ての内容が多数または被申し立て者が複数である場合
- ウ 本調査開始後に申し立て者より追加の申し立て内容や資料が送付された場合
- エ 調査の過程で新たに調査が必要な事実が発覚した場合
- オ その他相当の理由がある場合
- (6) 調査委員会は、不正行為が行われたか否か、不正と認められる行為があった場合はその内容、関与者、関与の度合いなどを報告する。
- (7) 不正行為が行われなかったと認定される場合で、申し立てが悪意に基づくものであると認められる場合は、調査委員会はその旨の報告を行う。この認定を行うにあたっては、申し立て者に弁明の機会を与えなければならない。
- (8) 調査の終了前であっても、配分機関の求めに応じ、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出する。また、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査にも応じるものとする。

4 認定

- (1) 委員会は、調査によって得られた物的・科学的証拠、証言、被告発者（調査対象者）の自認等の諸証拠を総合的に判断して認定を行う。なお、本来存在すべき基本的な要素の不足により、不正行為の疑いを覆すに足る証拠が示されない場合は、不正行為と認定する。また、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関等に報告する。
- (2) 委員会において最終的な認定を行い、調査結果を申し立て者、被申し立て者、通知や協力の要請または協議を行った機関等（以下、「関係諸機関」という。）に通知する。
- (3) 不正行為が行われたと認定された場合、委員会は、被申し立て者の研究費の使用停止や懲戒など、措置の可能性について、理事会へ報告をする。
- (4) 不正行為と認定された場合、被申し立て者は、認定の通知着後 14 日以内に不服申し

立てをすることができる。委員会は、すみやかに再調査を行うかどうかを検討し、再調査を行う場合には、その旨を申し立て者、被申し立て者、関係諸機関に通知する。また、被申し立て者から特定不正行為の認定に係る不服申し立てがあったときは申し立て者に通知するとともに、その事案に係る配分機関等及び関係省庁に報告する。不服申し立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様とする。

- (5) 再調査を行う場合、学長は調査委員会とは別に再調査委員会を設置する。再調査委員会委員は学長が指名する。但し、学長が申し立て人、被申し立て人、および、直接利害関係者である場合は、統括管理責任者が学長に代わって再調査委員会委員を指名する。
- (6) 再調査は、30 日以内に先の調査結果を覆すか否かを決定する。ただし、相当の理由があり、調査の延期が必要な場合はこの限りではない。
- (7) 委員会は、再調査委員会の報告をもとに、再調査結果に関する認定を行い、調査結果を申し立て者、被申し立て者、関係諸機関に通知する。
- (8) 委員会は、調査結果の公表について審議する。なお、公表の最終判断は教授会の意見を聴き学長が行う。
- (9) 不正行為が行われたと認定されず、申し立てが悪意に基づく申し立てと認定された場合、申し立て者は通知着後 14 日以内に不服申し立てをすることができる。この場合の再調査については、前記 4(3)～(6) に準じて行う。この場合、「不正行為」を「悪意に基づく申し立て」、「被申し立て者」を「申し立て者」と読み替えるものとする。
- (10) 委員会は、関係諸機関との対応にあたり、調査の対象となった研究に関連する研究費の受入窓口部門と協働で行うことができる。

5 守秘義務

調査に関わった者は、当該調査において知り得た個人情報・機密情報に対し、守秘義務を負う。ただし、調査時に既に公知の情報または調査後に自己の責に帰すべき事由によることなく公知となった情報ならびに、第三者が容易に得られる情報をのぞく。

6 申し立て者及び調査協力者の保護

- (1) 不正行為に関する申し立て者及び調査協力者に対しては、申し立てや情報提供を理由とする不利益を受けないように十分な配慮を行う。
- (2) 申し立て者への連絡は、原則として申し立て窓口を介して行う。

7 裁判所、行政庁との関係

申し立て内容に関連して、申し立て者、被申し立て者、本学またはその他の利害関係を有する第三者によって裁判所、行政庁における訴訟、調停、仲裁、その他法的手続きが既に

開始されている場合、または申し立て後開始された場合には、予備調査および本調査委員会の調査を行わず、またはこれを中断もしくは中止することができる。

8 補則

本ガイドラインに定めるもののほか、研究活動における不正行為調査の運用に関し必要な事項は、委員会で定めるものとする。

9 改廃

本ガイドラインの改廃は、教授会の意見を聴き学長が決定する。

附則

本ガイドラインは、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

本ガイドラインは、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。